

例えば、今までにこんな事例がありました。

1.平成11年5月から12年3月までの金沢市東南部で発生した連続車両放火事件

放火が連続して発生したことから、地元の町会連合会をはじめ、警察、交番連絡協議会、消防署、消防団及び市が集まり、対応を協議し、それぞれが協力してパトロールや広報を行うなど自主防災に積極的に取り組みました。



	関係機関	対応策
地域(市民)	小立野町会連合会 崎浦地区町会連合会	町会単位で夜回り、夜間パトロールを実施 各世帯への放火予防対策の周知
消防団	金沢市第一消防団	巡回広報活動、深夜パトロールを実施
警察	中警察署 交番連絡協議会	捜査活動 広報活動を実施
消防	消防本部、広坂消防署	放火予防チラシによる広報を実施
市	市民安全課	同報防災無線による広報を実施 地域と関係機関との調整

2.市内中心部におけるピンクチラシ問題

電話ボックス等に貼られる無店舗型風俗店(出張ヘルス)の宣伝用チラシ(ピンクチラシ)について、地元町会連合会、商店街振興組合、企業(JR、北陸電力、NTT)、警察、市の関係課がそれぞれ状況報告をし、対応策を協議し、合同で一掃パトロールを実施するなどピンクチラシ撲滅に努めております。

	関係機関	対応策
地域(市民)	長町地区町会連合会 片町商店街振興組合 片町周辺飲食店ビル防犯連絡会 松ヶ枝地区町会連合会 武蔵商店街振興組合	町会や商店街等での除去作業
事業者	JR西日本 NTT西日本 北陸電力	駅構内におけるトイレ等の巡回・除去 電話ボックスの清掃の強化 電柱や配電盤の清掃及び貼付防止を実施
警察	中警察署 東警察署 西警察署	指導・取締の強化
市	市民安全課 まちなみ対策課 生活道路整備課 生涯学習推進課	市職員による通勤・帰宅時の除去 市管理施設周辺の除去



H市民生活
市民安全
市民安全課

このような事例で、1つの窓口(機関)において解決が難しい大きな問題や難解な問題については、市民安全課までご相談ください。(電話220-2060)

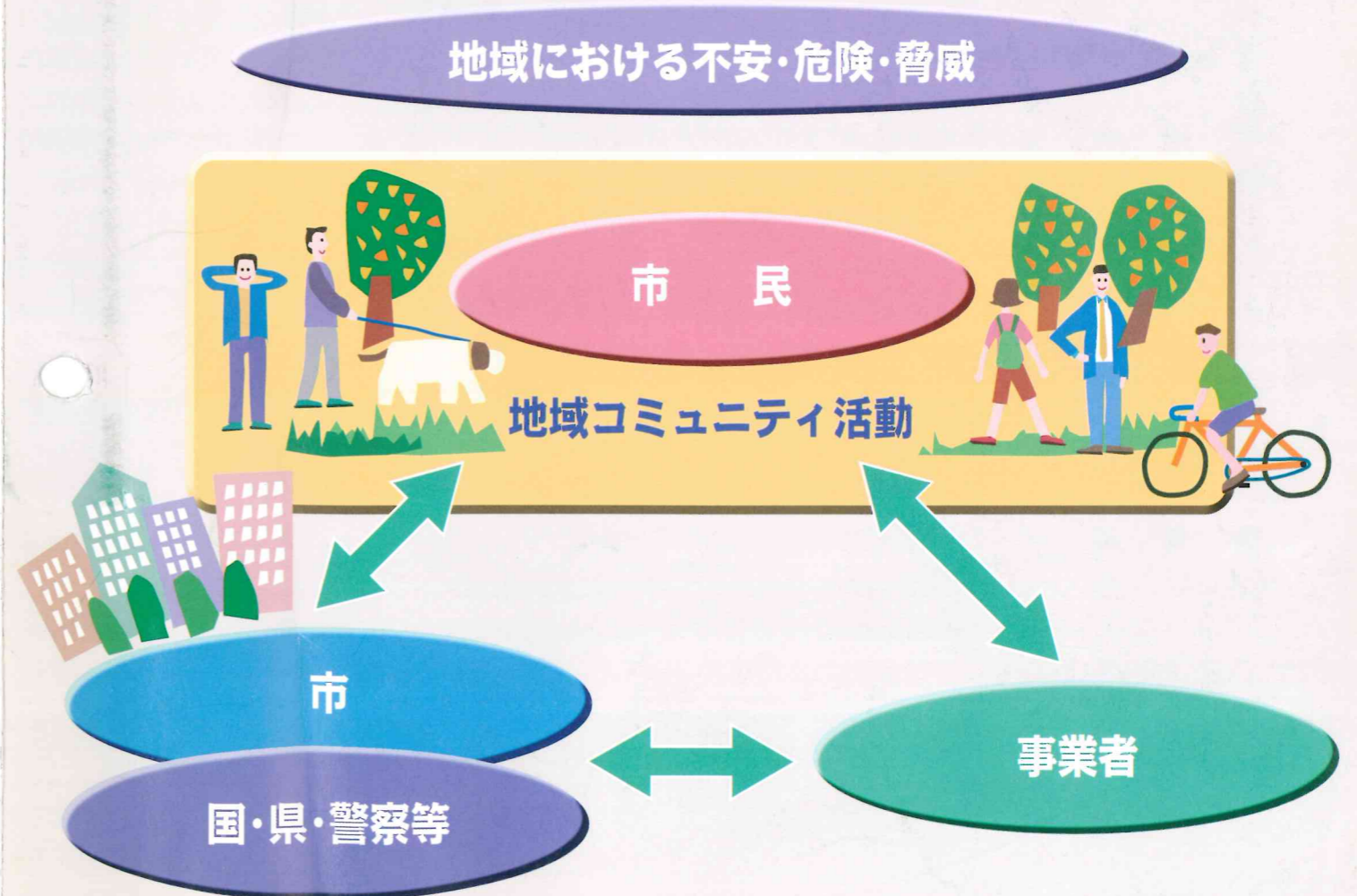
金沢市における安全で安心なまちづくりの推進に関する条例



基本理念

市・市民・事業者がそれぞれの役割を担い、連携を図るとともに、「自らの地域は自らで守る」という連帯意識のもとに、自主的又は自発的に地域の安全を確保するための地域コミュニティ活動を醸成し、安全で安心なまちづくりを推進する。

この条例により、地域における不安・危険・脅威等に関する大きな問題が起こった場合に地域(市民)と金沢市、事業者、関係機関(国・県・警察等)とが話し合いを行い、役割分担をし、お互いに協力しながら対応します。



地域における不安・危険・脅威に関する関係法令及び相談窓口

～さまざまな不安や危険に関することについて法律や条例で規制されています。困った時は、以下の相談窓口をご利用ください。～



防犯・青少年健全育成問題

項目	法律・条例等	内容	相談窓口	電話番号
暴力団	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	暴力団員が行う暴力的要求行為等についての規制	金沢中警察署 金沢東警察署 金沢西警察署 (少年非行については) 総合教育相談センター	☎262-1171 ☎253-0110 ☎267-1241 ☎220-2457
薬物(覚せい剤) (大麻) (麻薬)	覚せい剤取締法	覚せい剤の製造、所持、譲渡、使用などの禁止		
	大麻取締法	大麻の栽培、所持、譲渡などの禁止		
	麻薬及び向精神薬取締法	麻薬の製造、所持、譲渡などの禁止		
シンナー等	毒物及び劇物取締法	吸引や摂取の禁止など		
ストーカー	ストーカー行為等の規制等に関する法律	恋愛感情等を満たす目的で、つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止		
暴走族	道路交通法	整備不良車両の運転禁止、共同危険行為等の禁止		
	風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律	風俗店の無許可営業の禁止など		
	売春防止法	売春の禁止		
性風俗	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(県条例)	客引き行為等の禁止		
	石川県青少年健全育成条例(県条例)	未成年者に対するみだらな性行為及びわいせつ行為の禁止		
未成年者の飲酒・喫煙	未成年者飲酒禁止法	未成年者の飲酒禁止、未成年者の販売禁止		
	未成年者喫煙禁止法	未成年者の喫煙禁止、未成年者への販売禁止		
有害図書・がん具	石川県青少年健全育成条例(県条例)	有害図書やがん具等の販売禁止	県 女性青少年課	☎223-9111

住環境問題

項目	法律・条例等	内容	相談窓口	電話番号
空き地の管理	金沢市環境保全条例(市条例)	雑草や廃棄物等の投棄されないような適正な管理	市 環境保全課	☎234-5123 ☎234-5125
騒音	金沢市環境保全条例(市条例)	夜間(午後9時～午前6時)における静穏を妨げる騒音の禁止努力		
不法投棄	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ごみ、粗大ごみ等の廃棄物の投棄禁止	市 リサイクル推進課	☎220-2525
飼い犬の管理	犬の危害防止条例(県条例)	放し飼いや捨て犬の禁止、犬のフン等のマナー	市 保健所生活衛生課	☎234-5112
ピンクチラシ(看板)	金沢市屋外広告物条例(市条例)	屋外の電柱や照明灯柱等に貼ることの禁止など	市 まちなみ対策課	☎220-2364
	軽犯罪法	電話ボックス内に貼ることの禁止		
よっぱらい	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律	公共の場所での飲酒による暴力的な行動の禁止	上記の3警察署へ	

消費者問題

項目	法律・条例等	内容	相談窓口	電話番号
悪質商法	訪問販売等に関する法律	一定の期間内であれば、クーリングオフ制度で無条件解約できる(訪問販売は、8日以内)	市 消費生活相談室	☎232-0070
	無限連鎖講の防止に関する法律	ネズミ講の禁止		
	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(県条例)	押売行為等の禁止		

交通問題

項目	法律・条例等	内容	相談窓口	電話番号
違法駐車	道路交通法	駐車禁止区域の設定及び同区域の駐車禁止	上記の3警察署へ	
放置自転車	金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例	放置禁止区域(金沢駅、香林坊、片町等)及び道路、公園などの公共の場所における自転車の放置の禁止	市 交通政策課	☎220-2038

●上記は、不安・危険・脅威に関する関係法令及び相談窓口の一部です。